

運送契約書

第1条 (目的)

この契約は株式会社ケーエー企画（以下「甲」という）が（以下「乙」という）に対し甲の得意先の物品の運送を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (乙の資格)

乙は貨物軽自動車運送事業法等関係業法に定められている届出の手続きを済ませ、資格を取得したものでなければならない。

第3条 (受託者の資格)

乙は本契約の締結にあたり、あらかじめ次の書類の提出及び保証金の預け入れをしなければならない。

1. 軽貨物自動車運送事業経営届出書・各必要に応じた運送事業免許コピー
2. 加入保険証券（任意保険）のコピー
3. 自動車車検証・運転免許証とそのコピー
4. その他、甲が必要と認めたもの

第4条 (運賃)

運送業務に対する料金は別に定める。

第5条 (運賃の支払い)

運賃の支払いは毎月末締め翌末払いとし、乙は甲の指定する請求書(甲が指定する月報)を締め日より5日以内に甲の指定する場所へ提出する事。期日までに提出されない場合は支払い停止する場合があります。

第6条 (運送委託範囲)

乙の運送責任は、乙が甲の委託した物品を積み込んだ時から、これを甲の指定する顧客に納品し、且つその受領書を遅滞なく甲に提出し、甲が乙からこれを受領し、物品が納入されたことを確認した時までとする。

第7条 (契約の変更)

甲は必要と認めたとき、乙が行う作業内容等の変更又は、中止あるいは個別契約期間の延長又は、縮小等を求めることが出来る。又、甲及び乙は誠意を持って協議、協力するものとする。

第8条 (事故報告)

乙は甲から依頼を受けた貨物の運送中に事故（盗難、画発生した時、又は甲が荷送人から未着等の報告を受けて乙がこれを知ったときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

第 9 条 (賠償責任)

乙は運送中の甲の貨物に生じた一切の損害について、賠償の責を負うものとする。
但し、明らかに甲の責任と認められる損害については、この限りでない。

第 10 条 (機密保持)

乙はこの契約に基づいて知り得た、甲又は荷主の情報及び機密事項を第三者に漏洩してはならない。

第 11 条 (保険に関する事項)

当社の貨物保険を利用するに至った場合、免責金額 10 万円を貰い受けます。

第 12 条 (債権・債務の相殺)

甲が乙から支払いを受けるべき金銭債権を有するときは、甲はこの契約に基づいて乙に支払うべき金銭債務と相殺することができる。

第 13 条 (合意管轄)

本契約に関し発生する紛争の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

第 14 条 (契約期間及び解約)

本契約の有効期間は締結の日より 1 ヶ年間とし、期間満了のとき甲乙双方に異論のない場合は更に 1 ヶ年延長するものとし、以後これにならうものとする。
但し、甲又は乙が 2 ヶ月前の予告をもって相手方に対し何時でも解約の申し出をすることができる。

以上の契約の証として本証書 1 通を作成し、甲乙各記号押印し甲が正を乙が写しを保有する。

平成 年 月 日

住所 東京都港区海岸 3 丁目 24 番 2
株式会社ケーエー企画

甲 氏名 代表取締役 荒尾 海雲 印

住所

乙 氏名 印